

令和 6 年度第 1 回犬山祭伝承保存委員会 次第

と き 令和 6 年 6 月 6 日 (木)
午後 1 時 30 分～3 時 00 分
ところ 犬山市役所 2F 205 会議室

次 第

1. あいさつ

2. 犬山祭伝承保存委員会について

- (1) 犬山祭伝承保存委員会について・・・p.1～7
- (2) 委員の委嘱について
- (3) 委員長の選任及び委員長代理の指名について

3. 報告事項

- (1) 令和 5 年度犬山祭伝承保存委員会関連の主な活動について・・・p.8
- (2) 犬山祭の保存・活用に関する届出等について・・・p.9～17
- (3) 令和 5 年度修理事業について
魚屋町修理事業（中幕・赤幕）・・・p.18～26
※別綴資料 1 [非公開]

4. 協議事項

- (1) 令和 6～8 年度修理事業について
中本町修理事業（水引幕）・・・p.27～40 [p.38～40 非公開]
※別綴資料 2 [非公開]
- (2) 令和 7 度修理予定事業について
寺内町修理事業（車輪）について・・・p.41～55 [p.54～55 非公開]
- (3) 保存修理に関する年次計画・・・別紙 1 [非公開]

5. その他

- (1) 令和 6 年度第 2 回委員会の開催日程について・・・別紙 2

犬山祭伝承保存委員会 委員名簿（任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日）

(順不同・敬称略)

役職名	氏 名	(専門分野)	備 考
委員	鬼頭 秀明	民俗	文化庁文化審議会専門委員・中京大学文学部講師
〃	久保 智康	金工・漆工	京都国立博物館名誉館員
〃	入江 宣子	民俗音楽	日本民俗音楽学会・民俗芸能学会会員
〃	藤井 健三	染織	財団法人西陣織物館顧問
〃	菊池 健策	民俗	元文化庁文化財部伝統文化課主任文化財調査官 神奈川大学非常勤講師
〃	石榑 康彦	機械・機構	日本ロボット学会会員・日本機械学会会員・工学博士
〃	岩田 敏也	建築	愛知県文化財保護審議会委員、東海工業専門学校講師
〃	多和田 兼道		一般社団法人大山祭保存会会长代行
〃	小林 幹和		一般社団法人大山祭保存会参与
臨時委員	栗谷 和男		中本町代表

■事務局■

犬山市教育委員会教育部歴史まちづくり課
484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畠 36
Tel: 0568-44-0354 (直通) Fax: 0568-44-0372
E-mail: 070700@city.inuyama.lg.jp

○犬山市附属機関設置条例（抄）

平成28年12月28日条例第36号

犬山市附属機関設置条例
(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は他の条例で定めるものほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表第1から別表第5までのとおりとする。

(委員の委嘱等)

第3条 附属機関の委員は、学識経験のある者その他それの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適當と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期の特例)

第4条 第2条の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 附属機関の委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 特別又は専門の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、附属機関に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者その他市長等が適當と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、特別又は専門の事項に関する調査又は審議が終了したときに解嘱され、又は解任されるものとする。

(部会)

第6条 附属機関は、特別又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができます。

(守秘義務)

第7条 附属機関の委員（臨時委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営等に関し必要な事項は、市長等が規則で定める。

別表第2（第2条関係）

教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
犬山祭伝承保存委員会	教育委員会の諮問に応じ、犬山祭の車山及び行事の保存、修理等に関する事項について調査及び審議する。	20人以内	2年

○犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
(抄)

昭和31年10月10日条例第17号

犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものとする。

（報酬）

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、犬山市議会の議員が別表に掲げる特別職の職員を兼ねるとき（監査委員、農業委員会の委員、選挙立会人及び開票立会人を兼ねるときを除く。）は、当該議会の議員には、当該特別職の職員として受けるべき報酬は、支給しない。

（報酬の支給方法）

第3条 前条に規定する報酬は、日額のものにあっては職務に従事した日数により支給し、月額及び年額のものにあっては新たに特別職の職員となった日から日割計算により支給する。

2 特別職の職員が任期満了、退職、失職、死亡等によりその職を離れたときは、月額及び年額の報酬にあってはその日までの報酬を日割計算により支給する。

3 前2項に規定する日割計算は、その月の現日数を基礎として計算する。
(費用弁償)

第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、犬山市旅費支給条例（昭和29年条例第12号）の規定による市長等に支給する旅費相当額とする。

（規則への委任）

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

○別表（第2条関係）

区分	報酬の額
犬山祭伝承保存委員会 委員 調査等の特に専門性を必要とする業務（学識経験者に限る。）	日額 15,000円
その他の業務	日額 7,200円

最終改正:令和5年10月25日教委規則第17号

改正内容:令和5年10月25日教委規則第17号 [令和5年10月25日]

○犬山祭伝承保存委員会規則

平成29年3月27日教育委員会規則第21号

改正

平成30年8月29日教委規則第5号

令和5年8月23日教委規則第14号

令和5年10月25日教委規則第17号

犬山祭伝承保存委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附屬機関設置条例(平成28年条例第36号)第8条の規定に基づき、犬山祭伝承保存委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、犬山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 一般社団法人犬山祭保存会の会長代行、副会長及び参与

(3) その他教育委員会が必要とする者

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 委員会は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成員は、委員(臨時委員を含む。)のうちから委員長が指名する。

3 専門部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、専門部会の構成員のうちから委員長が指名する。

(部会長は、その専門部会の事務を掌理する。)

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する専門部会の構成員がその職務を代理する。

(専門部会の招集及び議事)

第6条 専門部会の会議(以下この条において「会議」という。)は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 専門部会は、その構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、専門部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部歴史まちづくり課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 第3条第2項の規定にかかわらず、廃止前の犬山祭伝承保存委員会設置要綱(平成22年4月1日施行)に基づく犬山祭伝承保存委員会の委員長であった者は、この規則の施行の日に委員会の委員長として定められたものとみなす。

附 則(平成30年8月29日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年8月23日教委規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年10月25日教委規則第17号)

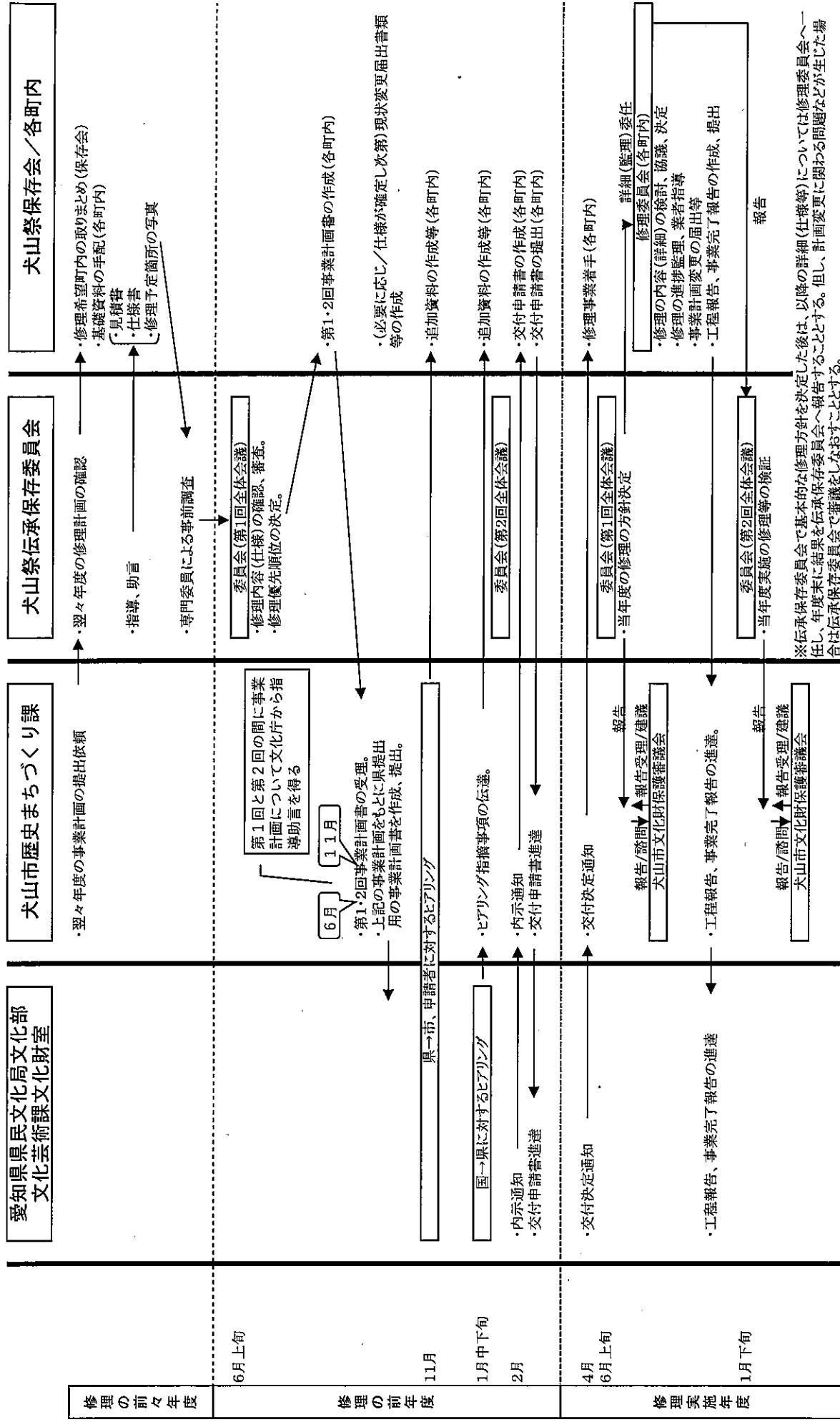
この規則は、公布の日から施行する。



○ 大山祭伝承保存委員会体制図 (H22年度～)

メモ	①	②	①
名称	大山祭伝承保存委員会	A : 国庫補助事業の場合 修理委員会	犬山祭伝承保存委員会専門部会
設置理由	大山祭の車山及び行事の保存修理等に関する事項について調査審議し、大山祭を後世に正しく伝承するため。	国庫補助事業の実施にあたっては、修理委員会の設置を求められる。	①の内部組織の一つとして特定分野の調査・事業実施方針の決定等を行う。
設置者	犬山市教育委員会（常設；附属機関）	各町内 (修理物件のある時期のみ)	犬山市教育委員会 (案件のある場合のみ)
経費負担	犬山市教育委員会	各町内	犬山市教育委員会
事務負担	犬山市教育委員会	各町内（市教委がサポート）	犬山市教育委員会
委員	民俗芸能、金工、染織、木工、彫刻、音楽、人形機構等を事門とする委員会、学識経験者および大山祭保存会代表者で構成。文化庁・県職員・大山祭保存会事務局長をオブザーバーとする。	修理実施町内の代表者と、大山祭伝承保存委員会（①）委員に応じて、修理内容を事業者等をオブザーバーとする。 必要に応じて、臨時調査員として専門家を迎える。	調査等の部会の内容により、大山祭伝承保存委員会（①）から選抜。必要に応じて、臨時調査員として専門家を迎える。
業務	16町内の車山等の状態調査 (修理のための事前調査) →仕様書の準備と見積書の手配 各町内の将来の修理要望の取りまとめと優先順位の決定 各町内の修理方針と修理内容の決定 車山等に関連する事故等緊急の場合の対応（方針決定等） 補助対象外の修理等に関する対応（方針決定等）	監理会議（随時）の開催 修理の詳細仕様の調整 修理の進捗監理 請負業者への指導 補助金関連書類・現状変更届出書類等の作成	修理の中の特定の要素に関する調査等を実施し、事業の方針等を決定する。
委員会	全体会議は年2回開催	事業当初に全体会議を開催 →その後は工程監理会議（監修）を数回開催	必要に応じて開催
委員会への支払	1回目：前年度事業報告、当年度事業進捗状況報告・翌年度事業進捗状況報告 2回目：当年度事業進捗状況報告・翌年度以降の事業方針の決定等	事業期間中に文化庁の指導を受ける 委員会報酬（年額・旅費別）、委員会旅費（実費・毎回） 監理料（年額・旅費別） ※以上全て国庫補助対象	犬山祭伝承保存委員会（①）における協議を経て、その後も修理工事の進め方はケースバイケースで検討していく。 ↓ 委員会報酬（日額） 委員会旅費（実費・毎回） 調査報酬（日額） 調査旅費（実費・毎回） ※補助事業として実施する場合あり。

《国庫補助による修理工事の流れ》



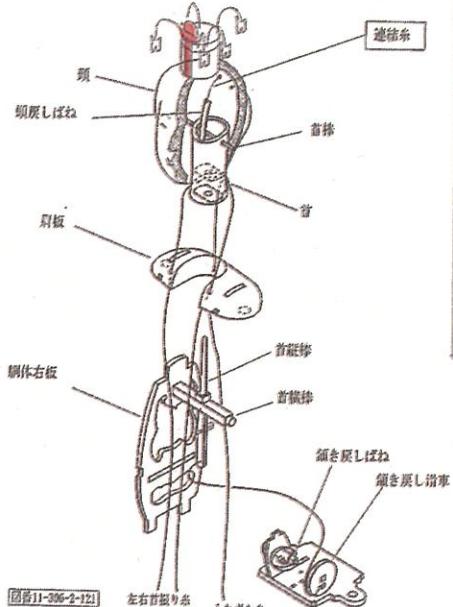
■令和5年度犬山祭伝承保存委員会関連の主な活動記録(打合せ等は省略)

	犬山祭伝承保存委員会		修理委員会[魚屋町]	
	内容	出席者等 (敬称略、順不同、事務局は省略)	内容	出席者等 (敬称略、順不同、事務局は省略)
5/6/1	第1回犬山祭伝承保存委員会	各委員、愛知県	全体会議(中幕2面・赤幕復元新調詳細仕様の確認)	愛知県、鬼頭、藤井、魚屋町、龍村美術織物
5/6/9	車山木部不具合調査	水野、5町内(下本町・熊野町・新町・練屋町・寺内町)		
5/9/19	中本町水引幕鎬金具成分分析調査	鬼頭、久保、京都国立博物館(降幅)、中本町、龍村美術織物		
○ 5/9/20			刺繡の進捗確認(1)	藤井、龍村美術織物、出原刺繡
5/10/30			刺繡の進捗確認(2)	藤井、魚屋町、龍村美術織物、出原刺繡
6/1/12	寺内町巫女人形天冠毀損調査	石樽、寺内町		
6/2/5	熊野町木鼻獅子修理経過確認	水野、熊野町	刺繡上り検収	藤井、龍村美術織物
○ 6/2/1	第2回犬山祭伝承保存委員会	各委員、文化庁、愛知県		
6/3/1			仕立て上がり検収・完了検査(1)	藤井、龍村美術織物
6/3/3			仕立て上がり検収・完了検査(2)	魚屋町、龍村美術織物
6/3/12	寺内町車輪調査	鬼頭、水野、多和田、寺内町、中本町		
6/3/15	寺内町巫女人形天冠パーツ修理方針検討	石樽、寺内町		

犬山祭〔国・県指定文化財〕に関する届出等について（前回委員会以降提出分）

1. 現状変更、保存に影響を及ぼす行為等				
①	届出先	愛知県知事	届出者	(一社) 犬山祭保存会
○	〔内容〕			
○	○保存に影響を及ぼす行為			
○	<ul style="list-style-type: none"> ・中本町まちづくり拠点施設に展示中の車山 4 輛への下記事項 ①提灯電飾施工（下本町應合子） ②展示用幕装着（中本町西王母・鍛冶屋町壽老台・名栗町絳英） 			
○	○保存に影響を及ぼす行為の理由			
○	<ul style="list-style-type: none"> ①中本町まちづくり拠点施設における車山展示の演出の為 ②中本町まちづくり拠点施設展示ホールの照明、設定湿度（60%）等が本物の懸装幕の保存に適さない場合がある為（展示行為自体が保存に適さない場合がある為） 			
○	○着手及び終了の時期			
○	<ul style="list-style-type: none"> ・着手：R6/04/19 終了：R7/03/31（予定） ※毎年度更新中 			
2. 管理責任者の選任又は解任				
○	なし			
3. 所有者等の変更				
○	なし			
4. 所在の場所の変更				
○	なし			
5. 滅失、き損、亡失等				
○	なし			
6. 修理				
○	①	届出先	愛知県知事	届出者 (一社) 犬山祭保存会（寺内町）
○	〔内容〕※R6/1/16 提出の毀損届に対応する修理届			
○	届出日：R6/5/13			
○	○毀損箇所と状況			
○	<ul style="list-style-type: none"> ・巫女人形の天冠のパーツ（神鏡の柄）の折曲部の折損。 			
○	○修理内容等			
○	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙参照 			
○	○着手及び完了の時期			
○	<ul style="list-style-type: none"> ・着手：受理通知後 終了：令和 6 年 9 月（予定） 			
7. その他				
○	なし			

寺内町
巫女人形 鎏模箇所(赤塗り部分)



寺内町の巫女人形の天冠の破損について

令和 6 年 3 月 24 日

石博康彦

1. 現状

図 1 に現況を示し、図 2 に天冠の構成を示す。天冠は冠と神鏡から成り、S 字に曲がった柄で取り付けられており、鉢でカシメられている。破断は冠側の鉢の付け根で S 字の湾曲した部分であった。鉢の緩みは確認できなかった。

2. 原因

柄を通じて伝わってきた神鏡部の揺れは冠固定の鉢締結で受け止めており、破断はこの境界付近でおきている。ここでは、屈曲伸展の繰り返し荷重が加わり、やがて、金属疲労により破断に至ったものと考えられる(図 3 参照)。

3. 対策

現在の神鏡の位置(高さ)が低く、冠と干渉しており、製作当初の柄の形状は S 字形ではない可能性が高く、直立に近いもの(I 字形)、或いは、U 字形の柄ではないかと推測される。他の事例や現存から考えると直立に近いものとすることが合理的である。

また、金属材料にはある一定の力を加えても元に戻る力(弾性)と、その力以上を加えると、変形し元に戻らない性質を持っている。これを塑性変形といい曲げ加工はその代表的なものである。図 4 に示すとおり、この時の曲げ断面では曲げの内側に圧縮の力、外側に引張の力が働いている状態であり、引張の作用によって素材の板厚が減少している。引張の限界を超えると破断に至る。この面からあまり曲げを入れない方が好ましい。

4. 特記

これまで神鏡の揺れを S 字に曲がった柄の鉢の付け根で受けていたものが、直立に近いものとすると揺れがダイレクトに鉢締結にかかるので、カシメが緩んだり外れたりする可能性があるので、目視確認が必要となる。



(a) 神鏡部分

(b) 冠部分

図1 破損の現況

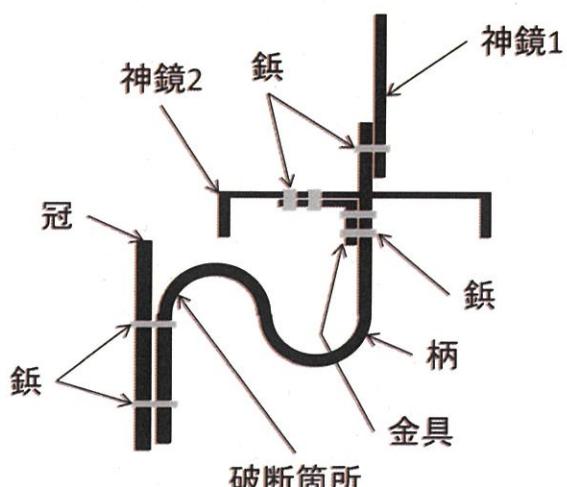


図2 天冠の構成

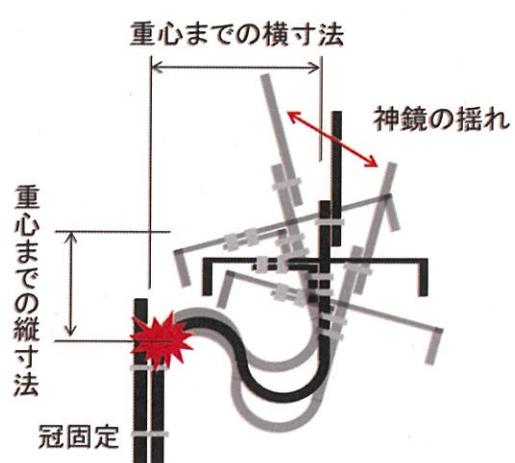


図3 モデル

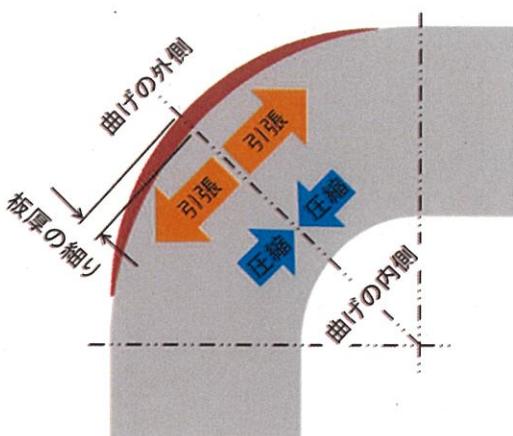


図4 曲げの断面

以上.

犬山市寺内町 御中

祥雲 figurative arts (有)

代表 山梨由博

宝冠修理について(見積書補足資料)



神鏡側



宝冠側

修理内容

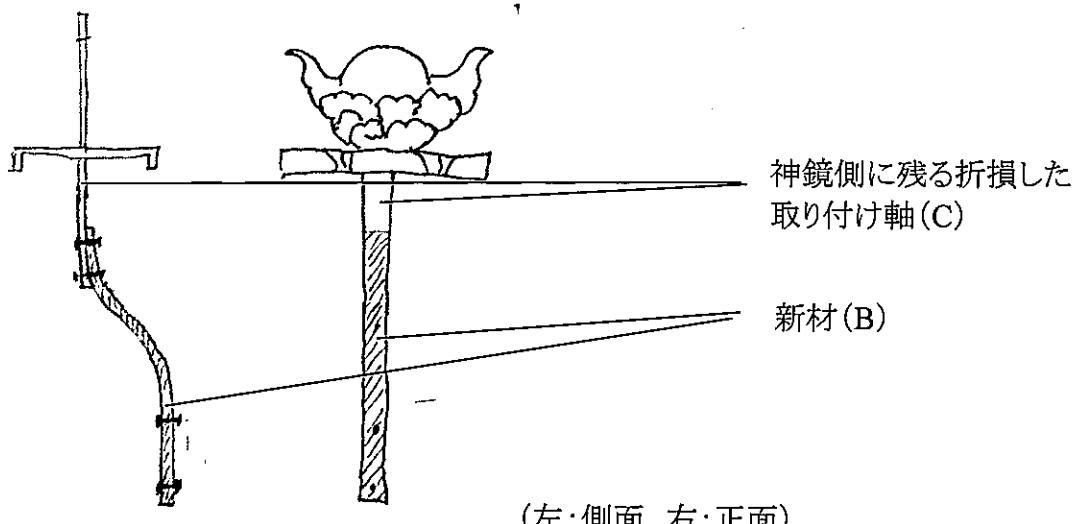
1. 宝冠側に残る折損した取り付け軸(A)を取り外し、撤去します
2. 神鏡側に残る折損した取り付け軸(C)に新材(B)をかしめる方法で取り付け、延長します
3. Bを宝冠側の元(A)が付いていた部分にかしめる方法で取り付けます
4. (B)を適当な高さになるよう曲げて調整します。



宝冠側に残る取り付け軸(A)



神鏡側に残る折損した取り付け軸(C)



(左:側面 右:正面)

- 神鏡側に残る折損した取り付け軸(C)に新材(B)をかしめ取り付け、延長軸の端部を宝冠側にかしめ取り付け、適当な高さになるよう曲げて調整する。

新材(B)について (銅板、金箔仕上げ)

取付方法は銅釘でかしめる。ロウ付けなどの熱を使う方法も一般的ですが、オリジナルの金鍍金を傷めるため、かしめる方法とします。(既存の金具もかしめて取り付けてあります。)
仕上げについては、金箔押しとします。

【特記事項】

- ・新材(B)の板厚は修理前の段階では未決としています。修理時に決定したく考えておりますが、現状に準じた厚み(0.8mm又は1.0mm)にするのが望ましいと思料いたします。
- ・折損した部材を接着(ロウ付け)せずにかしめによる固定にしたのは、ロウ付け時に高温になるため、周囲の既存金鍍金部分を傷める(鍍金が消失する)ことを避けるためかしめの固定方法を採用したいと思料いたします。
- ・神鏡側の折損した取り付け軸(C)を交換せず、新材(B)を補うようにしたのは、オリジナルを極力残すため、同様にオリジナル部分は可視部であり、極力手を付けないことを優先したためです。

祥雲 figurative arts (有) 代表 山梨由博

〒422-8076 静岡市駿河区八幡三丁目18-20 / 054-288-1272

yamanasi@viola.ocn.ne.jp

ホームページ <https://chokoku.com/>

Facebook <https://www.facebook.com/chokokusyoun>



熊野町青幕復元新調 概要

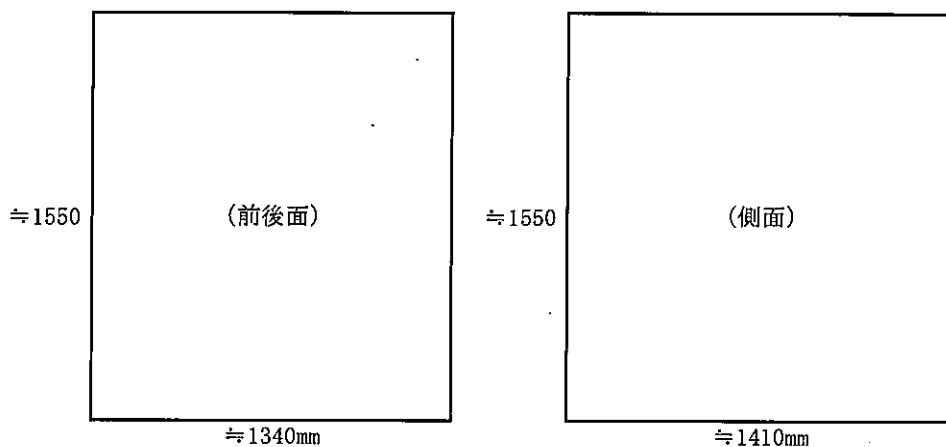
青幕 4 面（現幕の製作年代：不明）

- (1) 「紺地注連縄に住吉臺文字染抜木綿幕」2面（前後面）
- (2) 「紺地注連縄に白楽天文字染抜木綿幕」2面（側面）

- ・ 現幕の寸法

- (1) 1340mm 前後 × 1550mm 前後

- (2) 1410mm 前後 × 1550mm 前後



- ・ 現幕の現況（別添写真参照）

長年にわたる使用によって繊維が痩せ生地が弱くなっているため、ところどころ割けや破れが生じている。割けや破れの箇所は徐々に増え、祭礼日の強風で一気に範囲が広がることもあり、町民による繕いでは対応しきれなくなっている。汚れや紺地の退色も進んでいる。

- ・ 復元新調仕様（案）

生地： 綿 100% 天竺

加工： 型紙防染（型染）

- ① 現幕の文様と文字を紙に写し下図を製作する。
- ② 下図をもとに型を作成する。
- ③ 型を用いて生地の上に防染糊を置き、乾燥させる。
- ④ 防染糊が十分に乾燥したのち、刷毛を用いて生地を染料で染める。
- ⑤ 染めた生地を十分に乾燥させたのち、高温の蒸気で蒸して色の定着を行う。
- ⑥ 水洗いによって余分な染料と防染糊を洗い流す。
- ⑦ 生地を乾燥させたのち、裁断と縫製を行う。

※ 現幕前後面の「住吉(グイ)」文字の「(グイ)」の文字が「台」の一般的な旧字ではなく、熊野町では現幕以外で用いられていない文字である。町民にも馴染みがないことから、車山の額行灯や車山藏などに記されている一般的な「臺」の文字に変更予定。

熊野町青幕現況



車山等の不具合等に関する報告（令和6年犬山祭後；新規報告案件）

	箇所・内容	発生時期	原因	その他参考情報	確認日程
枝町					
魚屋町					
下木町			虫干しの際に提灯の不具合/個数を調査予定	一	
中木町					
熊野町					
新町					
本町	芯棒が反っている 車輪（左前後）の座板の釘が抜けてくる（紛失も有り）	不明（確認したのはR6の 犬山祭後の点検時）	用心束の設置と座板廻りの調整を検討したい	R6	
練屋町	屋根押えで屋根板を留めているが、屋根板に付いている 鉄金具、屋根押え側の穴、紐付きの釘の関係が悪く、良 好に固定できない箇所がある（全12箇所中1箇所が要改 善）	不明（確認したのはR6の 犬山祭後の点検時）	屋根押え側の穴が大きくなってしまったこと、屋 根板の鉄金具が沈んだことなどか（要確認）	急を要する状態ではないため、R7に 予定している解体点検時に細部確認 のうえ対策を検討し修繕したい	R7解体点検 時
名栗町					
寺内町					
余坂町	彫刻の経年劣化（部分的に損傷） 夜山用幕の経年劣化 笠鉢の経年劣化	不明（確認したのはR6の 犬山祭後の点検時）	急を要するものではないため、いざ れ国庫補助事業での修理を検討したい (町内での検討もこれから)	一	
外町					

魚屋町真先保存修理事業 修理概要

(1) 補助事業に係る文化財の概要

イ. 名称等

名称	所在地	指定年月日	備考
犬山祭の車山行事 (魚屋町)	犬山市内(魚屋町)	H18.3.15.	魚屋町懸装幕 (中幕・赤幕復元新調)

ロ. 過去における修理の内容とその実施年度

大正 4 年	1915	伝 中幕新調
昭和 45 年度	1970	下山修理 <県費補助事業>
昭和 53 年度	1978	葡萄柱・高欄等修理 <県費補助事業>
昭和 55 年	1980	赤幕新調
昭和 62 年	1987	中幕修理
平成 15 年度	2003	からくり人形復元新調 <県費補助事業>
平成 18 年度	2006	芯棒・車輪等修理 <県費補助事業>
平成 26 年度	2014	車山本体(木部・彫刻・漆箔・飾金具)修理 <国庫補助事業>
平成 27 年度	2015	車山本体(木部・彫刻・漆箔・飾金具)修理 <国庫補助事業>

ハ. 修理前の状況

魚屋町の車山「真先」に懸装される現用の中幕「毛緋羅紗地に龍文様刺繡幕（前後面）」「毛緋羅紗地に虎文様刺繡幕（左右面）」は、大正 4 年寄贈との伝承があり、昭和 62 年に修理が行われている。幕全体にわたり刺繡糸の退色や剥落が見られ、綴じ糸の欠損なども進んでいる。劣化と損傷が著しく、再度の修復は不可能であり、早期に新調する必要がある。現用の赤幕「緋羅紗地魚屋町文字刺繡幕（前面）」「緋羅紗地無地幕（後左右面）」は、昭和 55 年の製作で現在まで修理が行われておらず、特に前後幕の緋羅紗の退色と脆化が著しく、外観も損ねている。

(2) 修理の内容

イ. 概要

修理内容

令和 4 年度

- ・中幕「毛緋羅紗地に龍文様刺繡幕（前面）」1面、「毛緋羅紗地に虎文様刺繡幕（右面）」1面、付属品（車山本体側の吊り金具・竿） 復元新調

令和 5 年度

- ・中幕「毛緋羅紗地に龍文様刺繡幕（後面）」1面、「毛緋羅紗地に虎文様刺繡幕（左面）」1面、付属品（車山本体側の吊り金具・竿） 復元新調
- ・赤幕「緋羅紗地魚屋町文字刺繡幕（前面）」1面、「緋羅紗地無地幕（後左右面）」3面、飾り房 4 本、付属品（車山本体側の吊り金具） 復元新調

工期

令和4年4月～令和6年3月

請負業者及び契約金額

令和4年度

徳龍村美術織物 金 8,580,000 円

令和5年度

徳龍村美術織物 金 10,120,000 円

ロ. 工事事務

- ・犬山祭伝承保存委員会で了承された修理方針に基づき、犬山祭の車山行事（魚屋町）修理委員会の監修のもと、適切に事業を実施する。

[修理委員会の構成]

○ 魚屋町代表者

鬼頭秀明氏（犬山祭伝承保存委員会委員長）

藤井健三氏（犬山祭伝承保存委員会委員）

- ・国庫補助事業の特別会計を設け、帳簿を作成し、適切に予算を執行する。
- ・詳細な修理記録を作成する。

ハ. 工事仕様

別紙仕様案参照

魚屋町中幕（後面・左面）の復元新調 実施仕様書

復元新調にあたっては、現存の幕を基本とし、現在の技術を駆使し、可能な限り原本に近づけるかの復元を行うと共に、本品自体美術工芸品としての評価を受けるべく、原材料の品質はもとより各製造工程においても、万全な管理を行い製作を行う。

図柄 後面 「緋色羅紗地龍図刺繡」
左面 「緋色羅紗地虎図刺繡」

○ 基布 緋羅紗
使用糸 経糸 ウール 1/10
緯糸 ウール 1/10
密度 経糸 170本/10cm
緯糸 148本/10cm
織巾 約1460mm
目付け 約700g/m²
厚み 1.6mm (現行品種)

装飾加工 刺繡

○ 材料 使用糸 絹糸・綿糸 (現行品種)
本金糸・1号・4号色等 (8・10・12掛等) (現行品種)

色数 約 20色 (白・朱・濃萌葱・黒・焦げ茶・茶・黄茶・青磁・藍色・濃い紫・紫・薄紫・本金2色・他)

○ 染色 主として含金染料・酸性染料を使用し、染織堅牢度に留意して染色する。

	染料名	概・耐光堅牢度
朱	カヤカラソレットBL 等	4級程度
黒	ブラックEX 等	5級程度
焦げ茶	カヤカラソプロンGL 等	4~5級程度 その他
染方	生糸→石鹼練→染色→水洗い→仕上加工	

刺繡技法 原品の技法を再現すると共に、経年による修理経歴を充分に配慮して最適の技法を考慮及び検討する。

主な箇所の技法は下記の通り

龍図 (後面)

頭・胴	・絹糸・綿糸(白色 皮被糸)駒遣い、共色糸綴。
口・尾	・絹糸・綿糸(皮被糸)駒遣い、共色糸綴。
爪	・本金糸(1号色10掛)駒遣い・朱色糸綴。
目・火炎	・本金糸(1号色8・12掛)駒遣い・撲金糸。
瑞雲	・絹糸・綿糸(皮被糸)駒遣い、共色糸綴。 その他、原品に基づく。

虎図 (左面)

腹	・絹糸・綿糸(皮被糸)駒遣い・駒刺し。
背	・本金糸(1号色12掛)駒遣い・朱色糸綴。
縞	・絹糸(唐撲糸)駒遣い・共色糸綴。
土坡・岩	・絹糸・綿糸(皮被糸)駒遣い、共色糸綴。 その他、原品に基づく。

刺繡部材 虎の目 強化ガラス

仕立て 縫製及び仕立て加工は原幕仕様に準じ、手縫いにて祭礼に耐えられる堅牢な仕立てを行う

① 寸法 後 (H) 1300 × (W) 1405
左 (H) 1300 × (W) 1830 (mm)

新調幕の製作寸法は現幕に準じるも、山車を再度採寸した上、永年の幕の縮みや変形を考慮し、今後の懸装に最適な寸法で再調整をする。

- ② 裏部 麻 (現行品種)
③ 乳部 白地木綿布 (現行品種)
③ 芯地 11号帆布(綿布) (現行品)

赤幕（前後面・左右面）の復元新調 実施仕様書

図柄 前面 「文字(魚屋町)刺繡入り緋羅紗地仕立て幕」
後・左右面 「緋色羅紗地無地仕立て幕」

基布

緋羅紗	使用糸	経糸	ウール	1/10
		緯糸	ウール	1/10
密度	経糸	170本/10cm		
	緯糸	148本/10cm		
織巾	約1460mm			
目付け	約700g/m ²			
厚み	1.6mm (現行品種)			

装飾加工 文字(魚屋町)刺繡

材料	使用糸	絹糸	(現行品種)
色数	1色 (黒)		
染色	主として含金染料・酸性染料を使用し、染織堅牢度に留意して染色する。		
染方	黒	ブラックEX 等	5級程度
	生糸→石鹼練→染色→水洗い→仕上加工		

刺繡技法 原品の技法を再現すると共に、経年による修理経歴を充分に配慮して最適の技法を考慮及び検討する。

文字(魚屋町) 黒色絹糸諸縫り2本使い 折り返し駒詰め

仕立て 縫製及び仕立て加工は原幕仕様に準じ、手縫いにて祭礼に耐えられる堅牢な仕立てを行う

① 寸法	前・後	(H) 1830 × (W) 1890
	左・右	(H) 1780 × (W) 2560 (mm)

新調幕の製作寸法は現幕に準じるも、山車を再度採寸した上、永年の幕の縮みや変形を考慮し、今後の懸装に最適な寸法で再調整をする。

② 裏部	麻	(現行品種)
③ 上方裂	白地木綿布	(現行品種)

その他 白房 4本 絹

総丈： 約70cm 房丈： 約30cm
房巾： 約20cm

令和5年度 魚屋町中幕 成果品



後面 原幕



後面 新調幕

令和5年度 魚屋町中幕 成果品



左面 原幕



左面 新調幕

令和5年度 魚屋町赤幕 成果品



前面 原幕



前面 新調幕

令和5年度 魚屋町白房 成果品



白房 原品(4本)



白房 新調(4本)

中本町車山「西王母」



事業計画

(1) 文化財の概要

イ. 名称等

名称	所在地	指定年月日	備考
犬山祭の車山行事 (中本町)	犬山市内(中本町)	H18.3.15.	中本町懸装幕 (水引幕復元新調)

ロ. 過去における事業の内容とその実施年度（自費事業を含む）

天保 04 年 (1833)	からくり人形修復
天保 11 年 (1840)	車山修復
慶応 03 年 (1867)	下山幕新調 ←今回復元新調する水引幕
明治 35 年 (1902)	唐子人形修理
大正 11 年 (1922)	中幕新調
昭和 47 年 (1972)	下山柱復元新調 <県費補助事業>
昭和 50 年 (1975)	上山・中山修理 <県費補助事業>
平成 03 年 (1991)	車山構造外装修理 <県費補助事業>
平成 13 年 (2001)	水引幕修理 ←今回復元新調する水引幕
平成 14 年 (2002)	からくり人形復元新調 <県費補助事業>
平成 20 年 (2008)	梶棒復元新調 <県費補助事業>
平成 27 年 (2015)	水引幕修理 ←今回復元新調する水引幕

ハ. 復元新調する幕の現在（修理前）の状況

中本町の車山「西王母」に懸装される現用の水引幕「金地瑞雲麒麟文様刺繡幕（前後左右各1面）」は慶応3年製作と伝えられ、図柄や製作仕様からさらに幾分古い時期のものである可能性も考えられる。製作時以来の経年変化によって相当な損傷が見られたことから、平成13年に全面的な綴じ直しの修理、平成27年には損傷部分を覆う網掛け刺繡の修理が行われている。現在、幕全体にわたり刺繡糸の剥落や綴じ糸の欠損などが進んでいるが、再度の修復は不可能な状態であり、早期に新調する必要がある。

(2) 事業の内容

イ. 概要

修理内容（予定）

令和6年度

- ・水引幕（側面）1面の復元新調
- ・水引幕刺繡内の金具（水引幕4面分）の復元新調

令和7年度

- ・水引幕（前後面）2面の復元新調

令和 8 年度

- ・水引幕（側面）1面の復元新調
- ・水引幕天部の現用鎧金具（水引幕4面分）のクリーニングと調整

工期

令和 6 年 4 月～令和 9 年 3 月（予定）

請負業者及び契約金額

令和 6 年度

桜龍村美術織物 金 14,828,000 円（契約済）

令和 7 年度

一 金 18,194,000 円（見込）

令和 8 年度

一 金 12,738,000 円（見込）

□、工事事務

- ・犬山祭伝承保存委員会で了承された修理方針に基づき、犬山祭の車山行事（中本町）修理委員会の監修のもと、適切に事業を実施する。

〔修理委員会の構成（予定）〕

中本町代表者

鬼頭秀明氏（犬山祭伝承保存委員会委員長）

藤井健三氏（犬山祭伝承保存委員会委員） ※R6, R7, R8 監修者

久保智康氏（犬山祭伝承保存委員会委員） ※R6, R8 監修者

- ・国庫補助事業の特別会計を設け、帳簿を作成し、適切に予算を執行する。
- ・詳細な修理記録を作成する。

△、工事仕様

別紙仕様案参照

中本町車山「西王母」 水引幕 現況（修理前）

R7



水引幕（金地瑞雲麒麟文様刺繡幕）

前面

製作時以来の長年にわたる経年変化によって著しく損傷していたため、平成13年と平成27年に全面的な修理が行われている。現状は修理によって外観が損なわれているうえ、今後の使用にも耐えない状態となっている。

R7



水引幕（金地瑞雲麒麟文様刺繡幕）

背面

前幕に同じ。

R8



水引幕（金地瑞雲麒麟文様刺繡幕）

左面（進行方向向かって左）

前幕に同じ。

中本町車山「西王母」 水引幕 現況（修理前）

R6



水引幕（金地瑞雲麒麟文様刺繡幕）

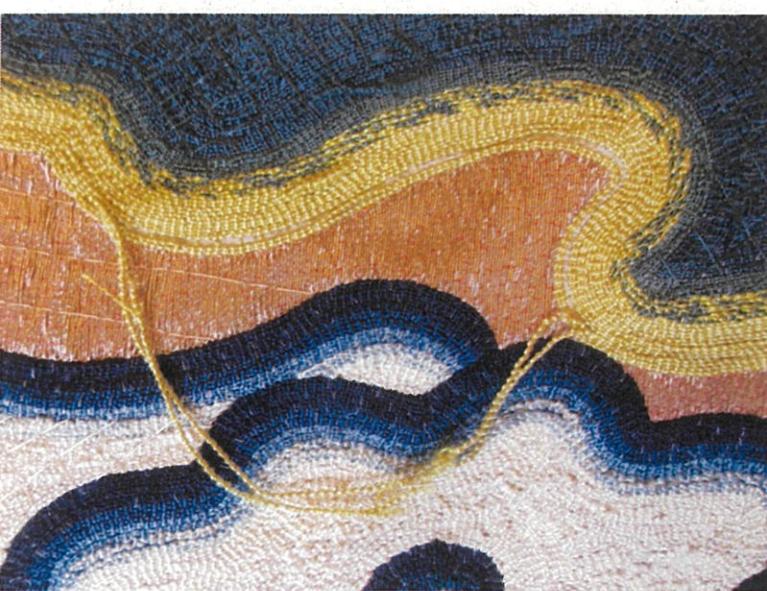
右面（進行方向向かって右）
前幕に同じ。



水引幕細部

平成 13 年、平成 27 年の修理以後も幕の損傷が進んでいる。

※水引幕 4 面とも、広範囲にわたって刺繡糸の劣化、剥落、欠損が見られる。



水引幕細部

綴じ糸の欠損による刺繡糸の剥落が進んでいる。

※水引幕 4 面とも、広範囲にわたって刺繡糸の劣化、剥落、欠損が見られる。

中本町車山「西王母」 水引幕 現況（修理前）



R6

水引幕刺繡内の金具

麒麟の黒目が4面で計12個、白目が4面で計12個、牙が4面で計6個付いている。原品を保存し、新調幕用の金具を復元新調する。

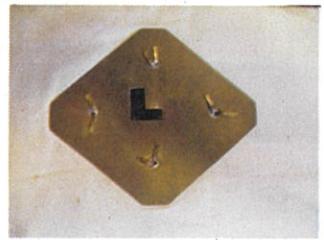


R8

水引幕天部の木瓜紋鎔金具

4面で計18個付いている。原品をクリーニングし、新調幕で再用する。

裏座金



令和5年 2月 28日
株式会社 龍村美術織物

犬山祭 中本町 西王母 水引幕 復元新調 再見積仕様書

原幕をもとに、現在の技術を駆使し、素材も含め可能な限り原品に近い復元を行う。
また、各工程においても万全な管理体制のもとに制作を行う。

水引 仮「金地瑞雲に麒麟図総刺繡」 計4枚

表部本紙（前後左右幕共通）

表地(本紙)裂 総刺繡

- | | | |
|-------|----------------------|--|
| ① 技 法 | 地場: | 本金(丸金糸)の折り返し駒詰め。 |
| | 麒麟: | 絹糸による唐縫り・撚り金糸の駒詰め。 |
| | | 部分的に紙縫り・ワタを用いた盛り上げ。 |
| | 毬: | 巻き立て刺繡。 |
| | 瑞雲: | 絹糸による唐縫りの駒縫い。 |
| ② 素 材 | 繡糸 | 正絹
本金糸 |
| | 綴じ糸 | 正絹 |
| | 目・牙 | (仮)銅・真鍮等の硫化仕上げ
(仕様に関しては、委員会の指導に従います。) |
| ③ 色 数 | 約 15色(本金含) | |
| ④ 染 料 | 主として酸性染料・含金反応染料(堅牢染) | |

上辺部裂・覆輪裂(前後左右幕共通・下記の項目含)

黒羅紗 1.4mm

上辺部・吊り板 白木平板(桧)

天部の鎌金具 18個 原品再利用

芯地 綿布

裏 裂 麻

仕立て ① 規格寸法 前・後面 約 (H) 620 × (W) 1960
左・右面 約 (H) 620 × (W) 2830 (mm)
詳細は車山本体への取付状態等により調整予定

② 縫 製 縫製及び仕立ては原幕仕様に準じて、巡回に耐えられる
堅牢なる仕立てを行う。

技法に関して 麒麟は直繡・切り付け繡(若干の盛り上げ)どちらでも対応可能です。

・製作は委員会のご指導を得ながら進めます。

① 麒麟の黒目（前幕 2 個 + 後幕 2 個 + 右幕 4 個 + 左幕 4 個 = 計 12 個）		R6
素材	銅（厚さ：0.7~0.8mm）	
寸法	現在品に合わせる	
形状	現在品に合わせる	
着色	黒漆焼付 金具保護のため、ベンゾトリアゾールをエタノールで希釈して塗布する。	
【蛍光 X 線分析調査で検出された金属】		
●ほぼ銅 [Cu] のみ ●ごく僅かな鉛 [Pb]		
② 麒麟の白目（前幕 2 個 + 後幕 2 個 + 右幕 4 個 + 左幕 4 個 = 計 12 個）		R6
素材	銅（厚さ：0.7~0.8mm）	
寸法	現在品に合わせる	
形状	現在品に合わせる	
着色	水銀箔鍍銀 7 回 金具保護のため、ベンゾトリアゾールをエタノールで希釈して塗布する。	
【蛍光 X 線分析調査で検出された金属】		
●主として銅 [Cu] ●少しの銀 [Ag] ・水銀 [Hg] ●ごく僅かな鉛 [Pb]		
③ 麒麟の牙（前幕 1 個 + 後幕 1 個 + 右幕 2 個 + 左幕 2 個 = 計 6 個）		R6
素材	銅 + 亜鉛 + ニッケルの合金（厚さ：0.7~0.8mm） ※市販品では「洋白 C7451」（ニッケルと亜鉛を含む銅合金；製品によって化学組成に幅がある）が近い。	
寸法	現在品に合わせる（牙の先端が幕本体に刺さるのを防ぐために座金は大きめに製作）	
形状	現在品に合わせる	
着色	なし 金具保護のため、ベンゾトリアゾールをエタノールで希釈して塗布する。	
【蛍光 X 線分析調査で検出された金属】		
●銅 [Cu] 60.2% ●亜鉛 [Zn] 31.3% ●ニッケル [Ni] 7.4% ●残りは銀 [Ag] ・鉛 [Pb] ・鉄 [Fe] ・錫 [Sn] など 1%以下（不純物、腐食、汚れなど）		

〔 蛍光 X 線分析調査者：京都国立博物館学芸部保存科学室長 降幡順子氏
使用機器：ハンドヘルド蛍光 X 線分析計「VANTA」M シリーズ 〕

※いずれも修理実施年度にサンプル（各 1 個以上）を製作して承認を受けてから本製作に入ること。

<その他>

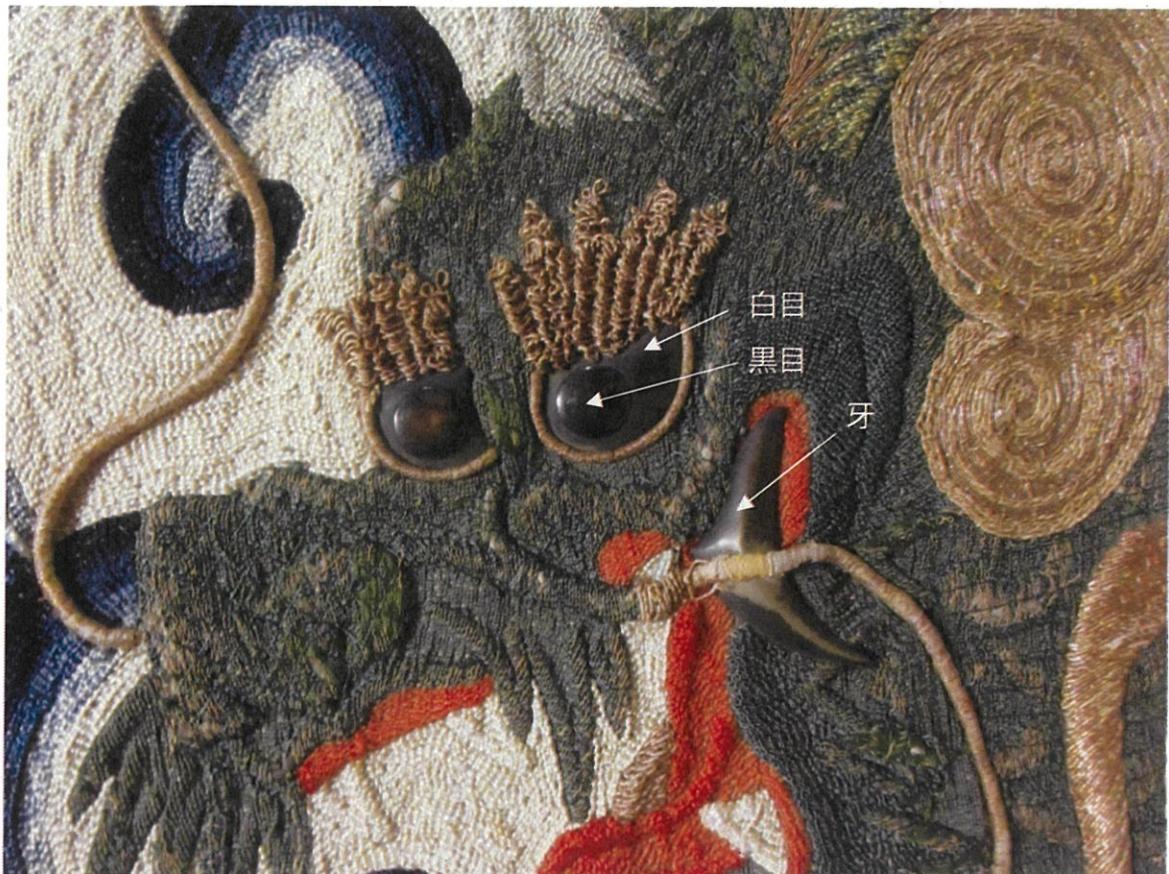
○一字文字裂上の鎔金具 18 個（木瓜の寸法：約 W100mm × H85mm）※現行品を再用予定

・蛍光 X 線分析調査の結果より

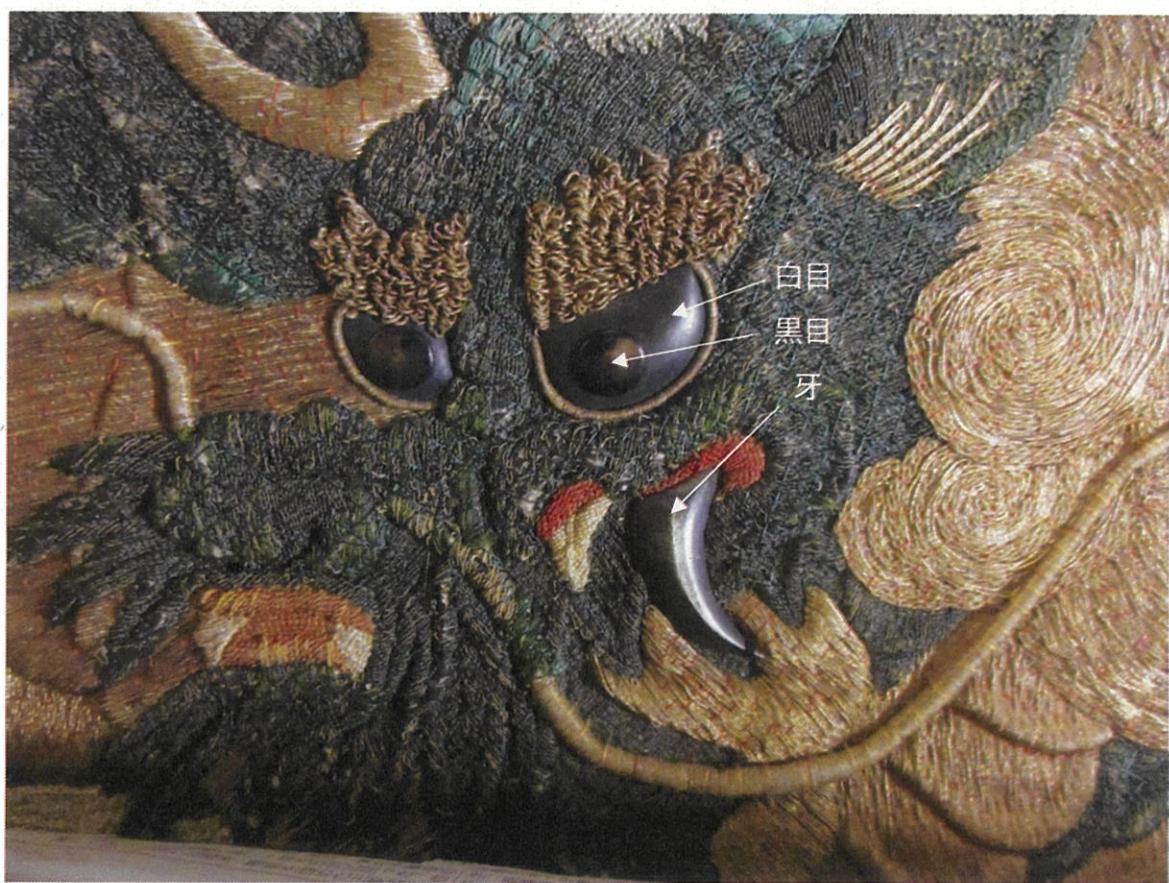
現行品の仕様… 外郭弁⇒銅ベース + 金鍍金、中心部⇒銅ベース + 黒漆焼付

・課題

幕本体からの取り外し時に割足が取れた場合の付け方（要検討）



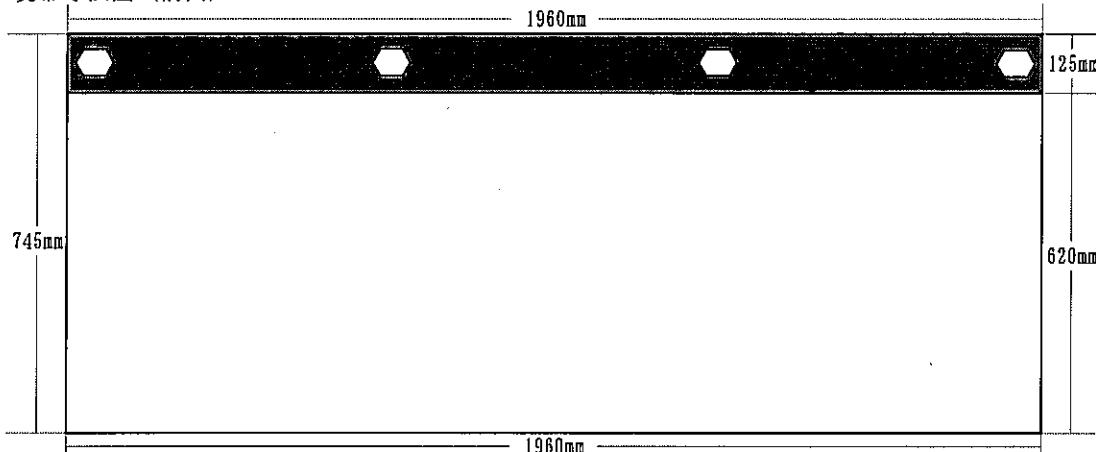
前幕



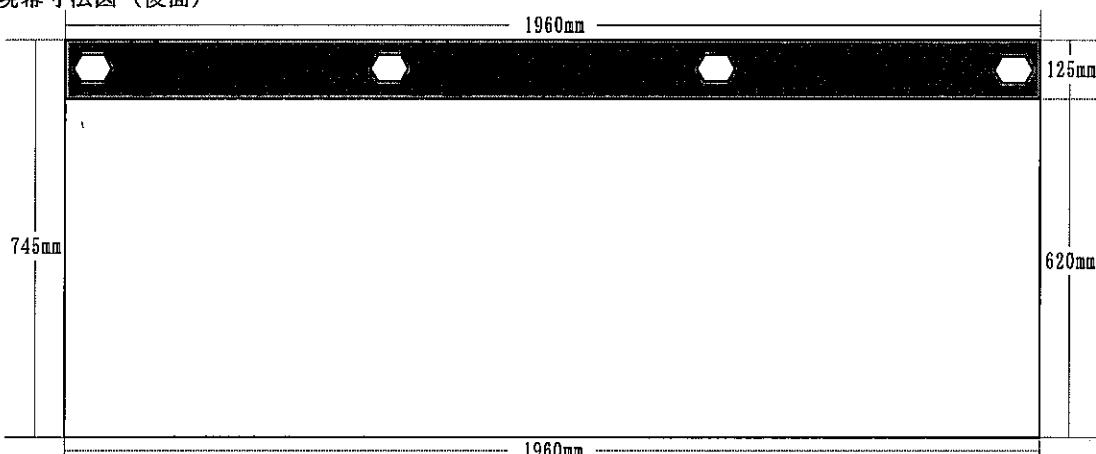
後幕

中本町水引幕「紺地瑞雲麒麟文様刺繡幕」寸法図

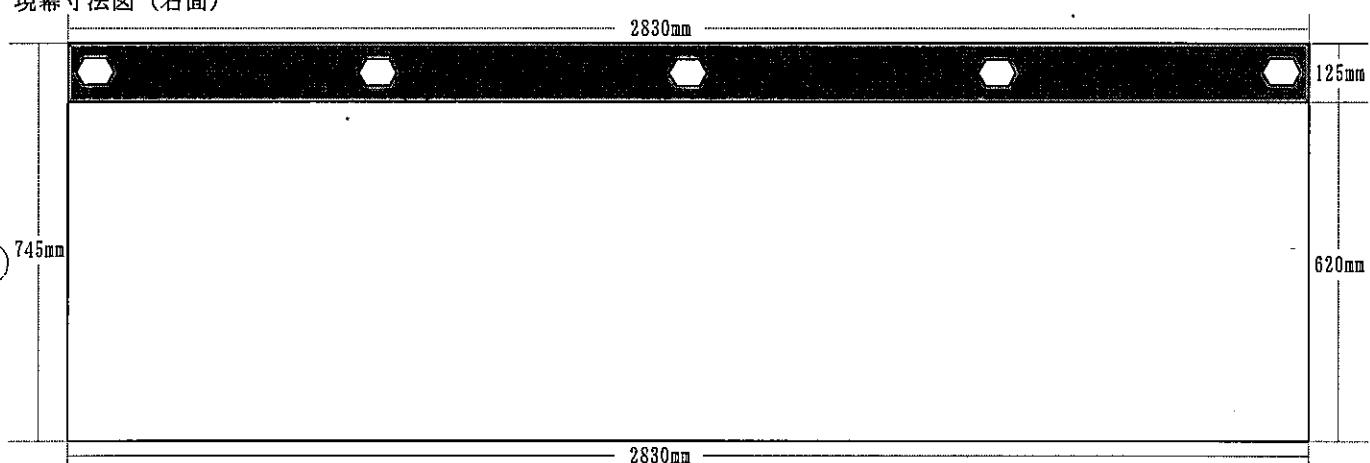
現幕寸法図（前面）



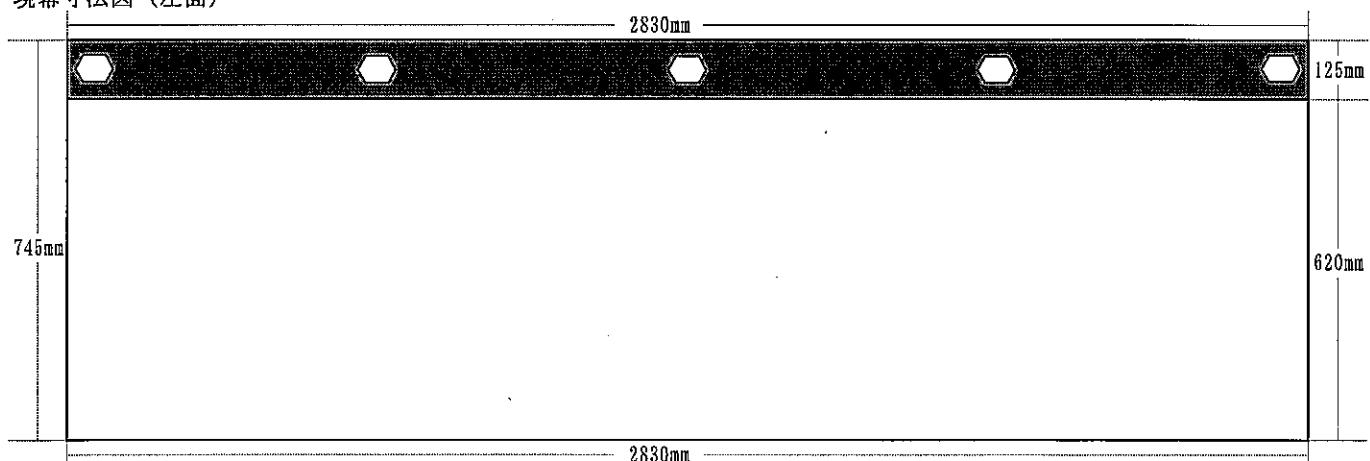
現幕寸法図（後面）



現幕寸法図（右面）



現幕寸法図（左面）



大山祭 中本町 水引 復元新調 (仮)工程表

工程	年月	令和 6年度												令和 8年度												令和 9年度			
		4	5	6	7	8	9	-	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
水引 侧面																													
原品調査																													
団茶																													
下絵																													
糸團扇																													
配色																													
丸鏡																													
試作																													
本品(削除)																													
刺繡筋材 金具																													
糸團扇																													
試作																													
丸鏡																													
試作																													
角引板																													
仕立て																													
水引 前後																													
原品調査																													
団茶																													
下絵																													
糸團扇																													
配色																													
丸鏡																													
試作																													
本品(削除)																													
本品(削除)																													
角引板																													
仕立て																													
水引 侧面																													
原品調査																													
団茶																													
下絵																													
糸團扇																													
配色																													
丸鏡																													
試作																													
本品(削除)																													
本品(削除)																													
角引板																													
仕立て																													
復元調査日付																													
昭和25年1月1日	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	

寺内町老松保存修理事業 修理概要

(1) 補助事業に係る文化財の概要

イ. 名称等

名称	所在地	指定年月日	備考
犬山祭の車山行事 (寺内町)	犬山市内 (寺内町)	H18.3.15.	寺内町老松車 (車輪の復元新調)

ロ. 過去における事業の内容とその実施年度（自費事業を含む）

文化 12 年 (1815)	赤幕新調
文政 13 年 (1830)	上山改修工事 (三層の車山となる)
弘化 04 年 (1847)	からくり人形製作
元治 01 年 (1864)	水引幕新調
大正 05 年 (1916)	中幕新調
昭和 11 年 (1936)	赤幕新調
昭和 47 年 (1975)	からくり人形修理 <県費補助事業>
昭和 57 年 (1982)	車山漆箔修理工事等 <県費補助事業>
昭和 58 年 (1983)	中幕新調
平成 05 年 (1993)	夜山用中幕新調
平成 09 年 (1997)	からくり人形修理 <県費補助事業>
平成 13 年 (2001)	芯棒・六本柱復元新調 <県費補助事業>
平成 17 年 (2005)	梶棒復元新調 <県費補助事業>
平成 22 年 (2010)	芯棒・大引・中大引復元新調 <国庫補助事業>
平成 22-23 年 (2010-11)	水引幕復元新調 <国庫補助事業>

ハ. 現在（修理前）の状況

寺内町の車山「老松」の車輪は製作年代が不詳であり、長年にわたる使用によって真円形であった車輪が楕円形に変容している。特に変形が顕著な左前輪では長径と短径の差が最大で 15mm あるため、他の車輪との不調和をもたらし、押しても止まってしまう場合があるなど運行に支障を来たしている。車輪の変形と、当初からの車輪厚の狭小さとが原因となって、車山全体が傾いている可能性がある。楕円形の車輪ががたがたと揺れ、輪の内側が芯棒に接触するため芯棒包み金物を留めるビスの頭が取れており、金物がずれて外れることなども危惧される。外周の状態も極めて悪く、傍方向へは材を打ち足すことが可能であるが木口方向には足せないため、全体として円を相当小さくする以外に真円形の車輪に戻すことが不可能である。見付面にも割れが多数見られる。消耗を伴う足廻り部材としては、すでに耐用の限界を超えている。車輪は安全な運行の要であり、早期の復元新調を必要としている。

(2) 補助事業の内容

イ. 概要

修理内容（予定）

- ・車輪一式の復元新調
- ・芯棒包み金物一式の修理調整

工期

令和7年4月～令和8年3月（予定）

ロ. 工事事務

- ・犬山祭伝承保存委員会で了承された修理方針に基づき、犬山祭の車山行事（寺内町）修理委員会の監修のもと、適切に事業を実施する。

〔修理委員会の構成（予定）〕

○ 寺内町代表者

鬼頭秀明氏（犬山祭伝承保存委員会）

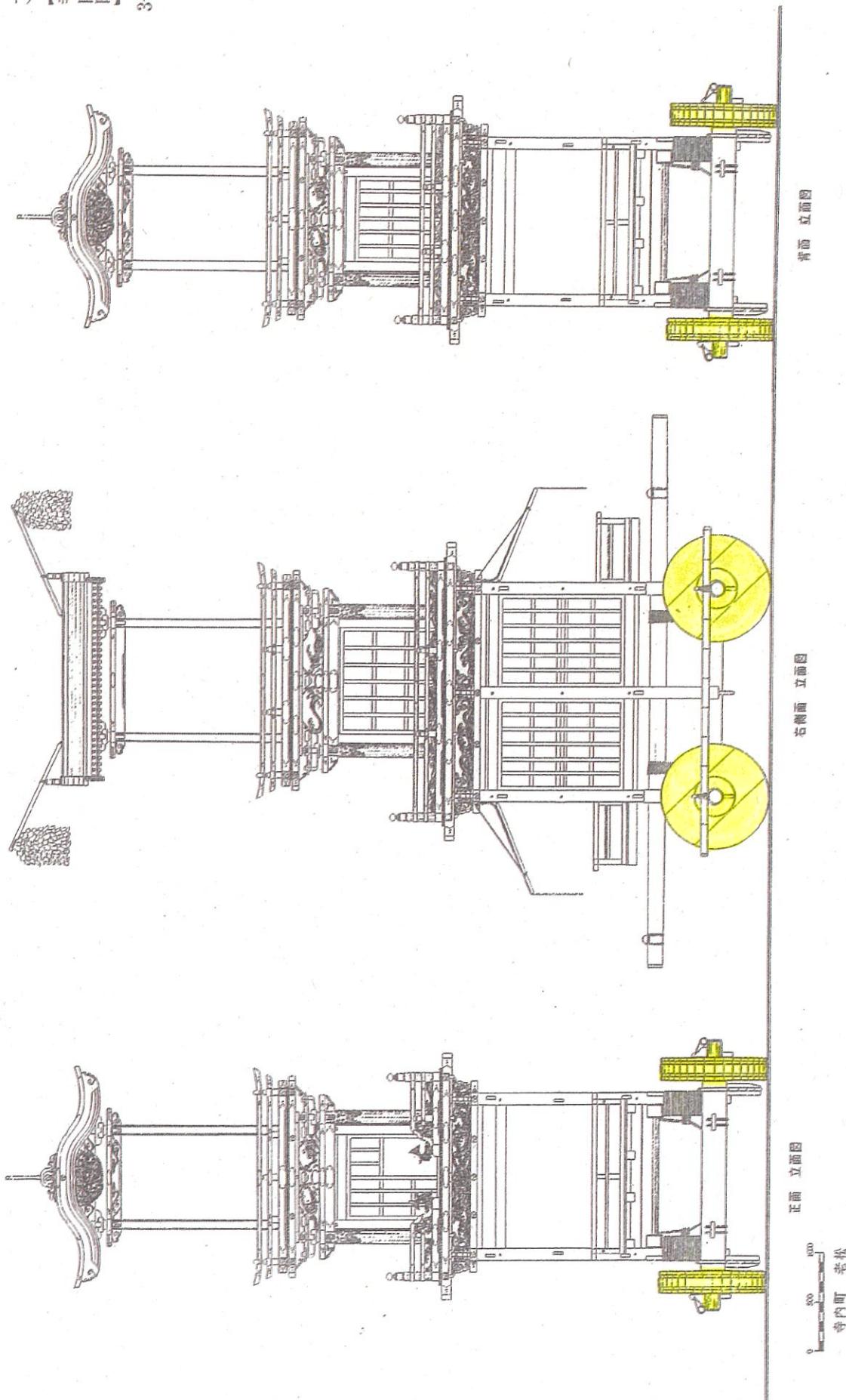
岩田敏也氏（犬山祭伝承保存委員会）※監修者

- ・国庫補助事業の特別会計を設け、帳簿を作成し、適切に予算を執行する。
- ・詳細な修理記録を作成する。

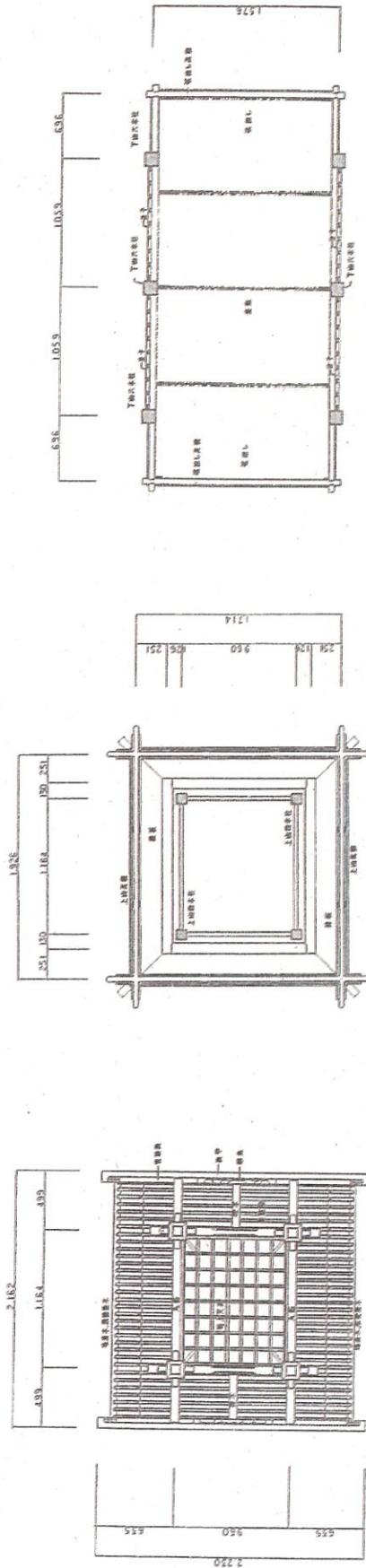
ハ. 工事仕様

別添仕様案参照

(+1) 【寺内町】
3-1



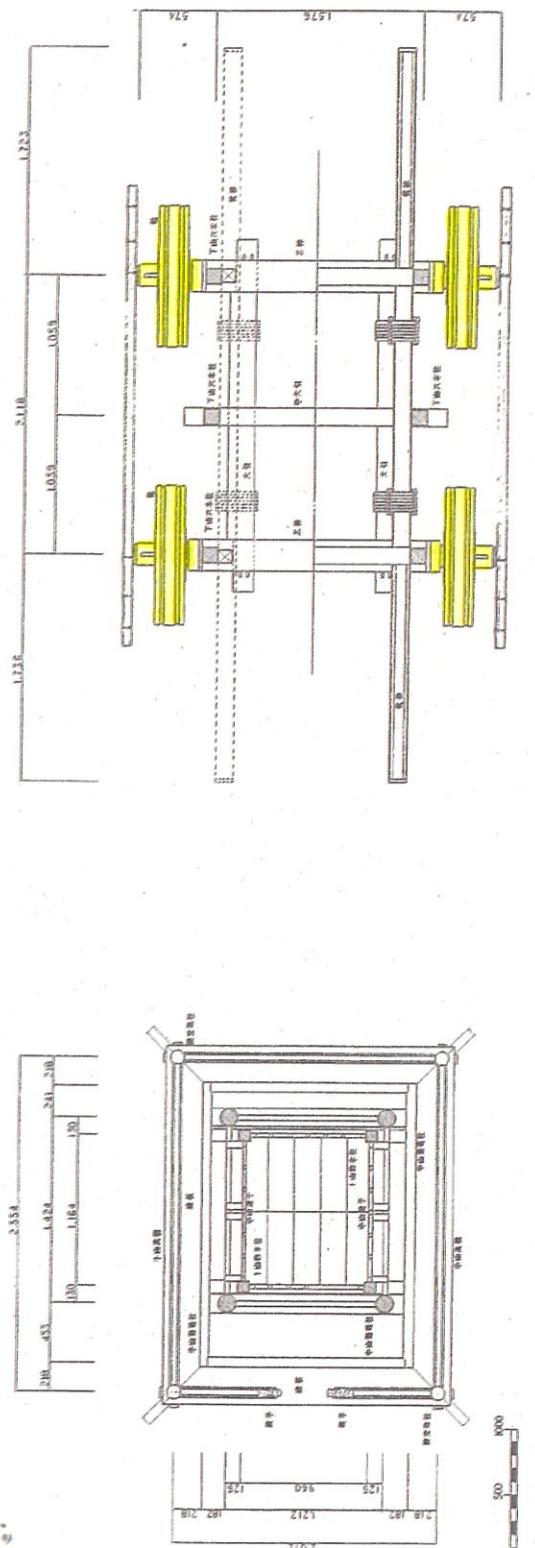
(+1) 【寺内町】 3-3



下山 平面图

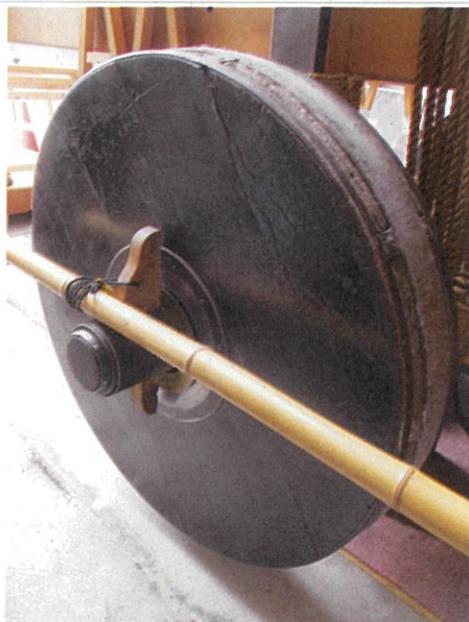
上山 平面图

上山 天井状图



寺内町 壬松 中山 平面图

寺内町車山の車輪 現況（修理前）写真



寺内町車山の車輪（計4輪）

車輪が橢円形になっている（特に左前輪で顕著）
長径と短径の差が最大 15mm 程あり、
運行に支障をきたしている（押しても
止まってしまうことがある）ほか、車
山が傾いている可能性がある



寺内町車山の車輪（計4輪）

外周の状態が非常に悪い



寺内町車山の車輪（計4輪）

外周の状態が非常に悪い

寺内町車山の車輪 現況（修理前）写真



寺内町車山の車輪（計4輪）

芯棒包み金物

左：筒金具

右：木口包金具

筒金具と木口包金具が接合されていなかったため芯棒が元折れしたときに鉄部の応力が不安である



寺内町車山の車輪（計4輪）

車輪が橢円であるためガタンゴトンし輪の内側が芯棒に当たるため芯棒包み金物（筒金具）を留めるビスの頭が取れ金物がずれて外れそうである



寺内町車山の車輪（計4輪）

芯棒包み金物（筒金具）を留めるビスの頭が取れている

寺内町車山の車輪 現況（修理前）写真



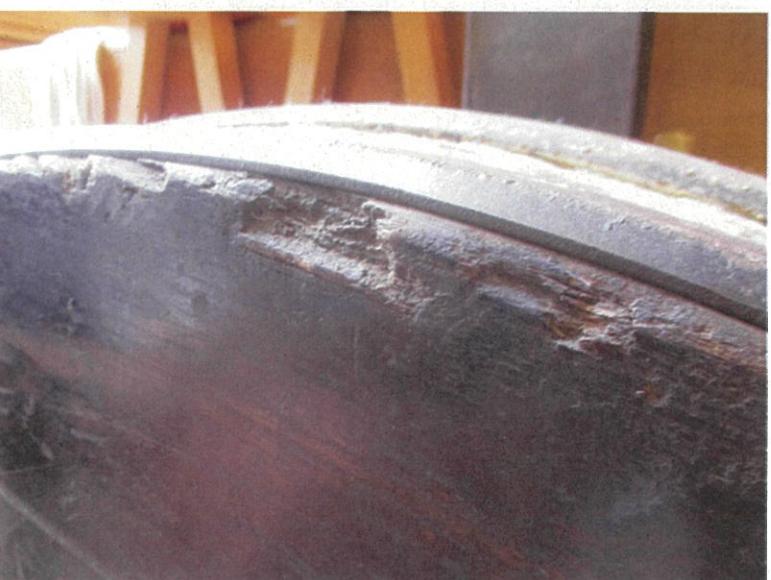
寺内町車山の車輪（計4輪）

見付面にも割れが目立つ



寺内町車山の車輪（計4輪）

見付面の接地付近部分の欠損が多い



寺内町車山の車輪（計4輪）

見付面の接地付近部分の欠損が多い

犬山祭 寺内町車山車輪復元新調工事仕様書（案）

1. 工事名称 寺内町車山車輪復元新調工事

2. 工事場所 寺内町車山蔵、請負業者作業場等

3. 工期 令和7年度（予定）

4. 工事概要

寺内町車山は昭和57年度に全解体修理、平成22年度に芯棒の新調がされている。この時の事業に車輪修理は含まれていなかったが、これ以降経年による車輪直径寸法の不揃いや鉄輪の緩みが進行し、また部材にも割れや欠損があり、曳行に支障をきたす状況となっている。のことから車輪の新調を実施する。

5. 破損状況等

①車輪

- ・車輪は直径3尺5寸～3尺4寸3分(1,060～1,039mm)、厚み0.73寸(221mm)の中、両脇の板材の積層による板車、外周に鉄輪を3本巻き付けてある。
- ・車輪、鉄輪の各部材の寸法は次のとおりである。※表示寸法は木部分
進行方向向かって左前：(長径)3尺5寸 (短径)3尺4寸8分
左後：(長径)3尺4寸5分 (短径)3尺4寸3分
右前：(長径)3尺4寸7分 (短径)3尺4寸5分
右後：(長径)3尺4寸6分 (短径)3尺4寸5分
- 鉄輪(中央)：幅90mm、厚さ12mm
鉄輪(両側)：幅32mm、厚さ9mm

- ・車輪の破損状況は各所に割れ、欠損が目視にて確認できる。また側面の接地付近部分の欠損が多い。
- ・鉄輪は中央、両側を繋ぎ材にて溶接固定されているが接合不良箇所が目視で確認することができる。

②芯棒筒金具

- ・筒金具と木口包金具が接合されておらず芯棒が元折れしたときに鉄部の応力が不安である。
- ・筒金具と木部の隙間があり、それにより筒が左右に回転しようと動くため鼻栓を損傷する状況になっている。

6. 工事量

区分	摘要	員数	備考
①着手準備	記録用写真撮影・実測調査等	1式	
②搬出・解体調査			
・車輪、芯棒の搬出	車輪1輪、芯棒2本の搬出	1式	
・車輪の解体	車輪の解体	1輪	
・施工図作成	工法・技法調査後の作成	1式	
③車輪工事			
・木工事	取り替え木材 仕口、加工図作成 木材加工、組立	1式 1式 1式	
・金具工事	鉄輪(中央)(両側)曲げ加工 面取り加工 焼き嵌め 座板製作	4輪 4輪 4輪 4組	1輪につき3本 〃 〃 両面1組
・塗装工事	拭き漆塗り	4輪	
④芯棒筒金具			
・金具取り外し	筒金具、木口包金具	4本	
・金具固定	溶接にて固定	4本	
・取付け	隙間埋め、取付け調整	1式	
⑤搬入・取付け	車山蔵に車輪・芯棒の納入	1式	
⑥完了届	各工程及び完了写真を添付	1式	
⑦完了検査	請負人、寺内町修理委員会の立会	1式	

7. 仕様書

1) 一般共通事項

①総則

この仕様書は概要を示すもので、記載のない事項は寺内町修理委員会の指示に従い施工する。

②監修者

監修者は、非常勤で当該工事を監修する。このため工事請負者は、事前に仕様書及び工程などの打ち合わせをおこなう。

③施工基準

当該工事は、設計図書(仕様書、図面など)により、契約書を遵守し施工する。疑義が生じた場合は、直ちに報告し、監修者の指示により施工する。

④技術管理

主任技術者は、車山・曳山等修理工事の経験が豊富で、社寺建築の修理経験者または同等以上の技能を有するものとする。

⑤材料検収

納入材料は監修者の検査を受けて合格した材料のみを使用する。

⑥検査

施工途中の検査は、監修者の監修時に隨時おこなう。また工事完了検査は、事前に必要な図書及び写真などを整え、寺内町修理委員会に提出のうえ、監修者の検査を受ける。

⑦記録写真

記録写真は、正確に日付調整したデジタルカメラを使用し、納入材料、工事施工中に隨時撮影し、工事完了届に添付して寺内町修理委員会へ提出する。

⑧保険など

請負人は労働保険、その他法律で定められた事項の全ての手続きをおこない、適正な処置を講じる。

⑨資料などの発見及び保存

部材に墨書きなどを発見した場合は、速やかに監修者に報告する。

○ ⑩その他

工事請負者は、車山及び車山蔵などを損傷しないように注意を払って施工する。万一損傷した場合は、速やかに工事請負者の負担で復旧する。また危険防止ならびに防火対策については、常に配慮し、適切な処置を講じる。

2) 工事仕様

①搬出・解体調査

イ) 概要

車山蔵からの搬出・施工業者作業所にて解体調査をおこなう。

ロ) 搬出

調査対象の車輪1輪と、芯棒2本の搬出をおこなう。

ハ) 解体

実測調査、写真撮影完了後、順序よく丁寧に取り外す。

○ 車輪は鉄輪を切断し、中央・両側板の各部材に符号等にて位置記録をして、取り外し見え隠れ部分の工法、技法調査をおこない、新材加工の資料とする。

二) 養生

取り外した部材は、破損、汚損が生じないように部材ごとに養生し、保管する。

②車輪工事

イ) 概要

車輪4輪の新調をおこなう。

ロ) 材料

新調材は国産材で、歪みや腐れ等の欠点のない良質材とする。伐採後数年間の乾燥期間を経た含水率20%以下の乾燥材とする。

車輪材 ケヤキ、芯去材、無節、赤身

ハ) 工法

新調する車輪は、原則として旧形、旧工法を踏襲する。

車輪は現状の車輪の解体調査に基づき、製作図を作成する。製作図完成後、寺内町修理委員会の検査を受け、合格したものに基づいて木取りをおこなう。現状の車輪に倣って製作加工し、従来どおり順次組み立てる。

ニ) 鉄輪

中央 SS400 巾 90mm 厚さ 12mm 面取り 4本 焼き嵌め

両側 SS400 巾 38mm 高さ 41mm 厚さ 9mm L型 面取り 12本 焼き嵌め

ホ) 座板

座板(両面 1組) SS400 直径 380mm 厚さ 6mm 皿ボルト固定

ヘ) 塗装

塗装は拭き漆塗りを 3 回おこなう。

③芯棒筒金具

イ) 概要

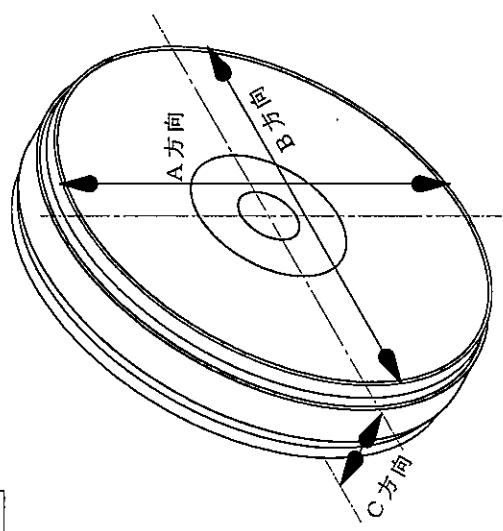
筒金具の修理、調整をおこなう。

ロ) 工法

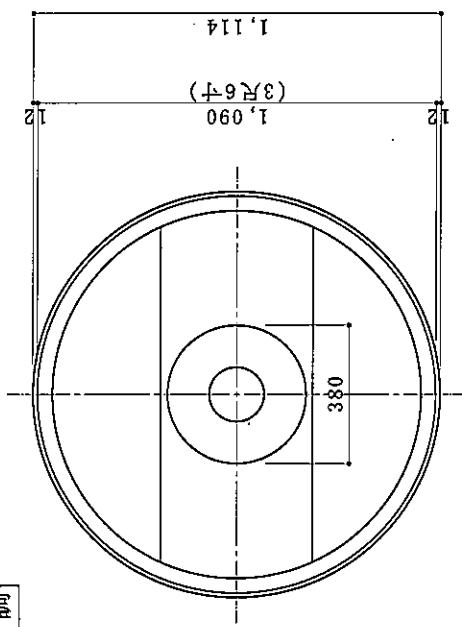
芯棒から筒金具、木口包金具を取り外して溶接固定をおこない、筒金具と木部の隙間を充填・埋木をしたのち取付けをおこなう。

車輪

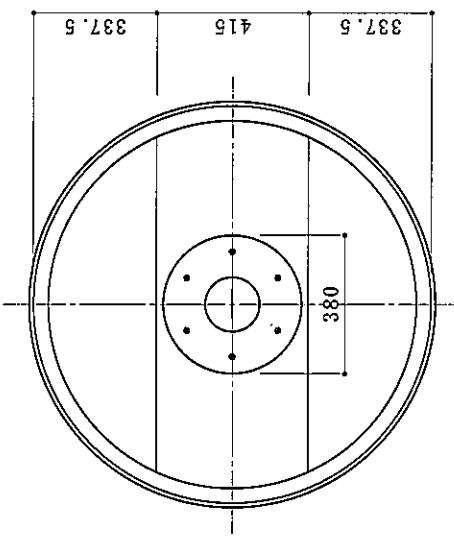
現況



鉄輪(面側)

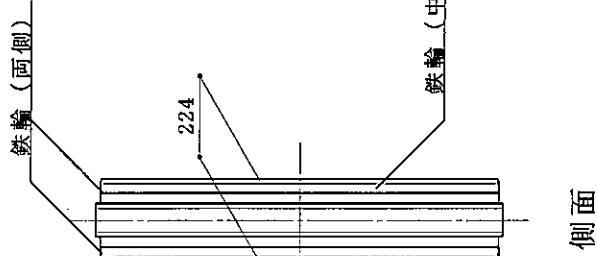


表



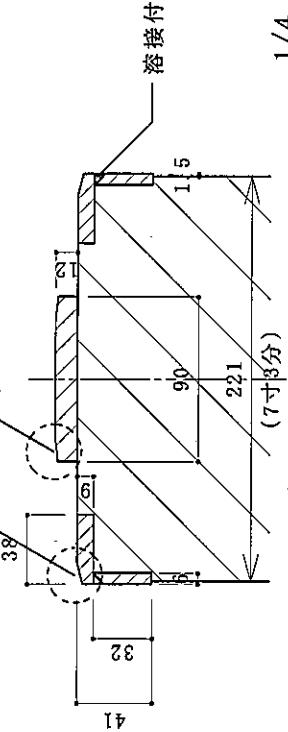
裏

鉄輪(面側)



側面

面取り※調査、施工図作成後に協議



1/4

現況調査寸法			
場所	A方向	B方向	C方向
左前	3尺5寸	3尺4寸8分	7寸3分
右前	3尺4寸7分	3尺4寸5分	7寸3分
左後	3尺4寸5分	3尺4寸3分	7寸3分
右後	3尺4寸6分	3尺4寸5分	7寸3分

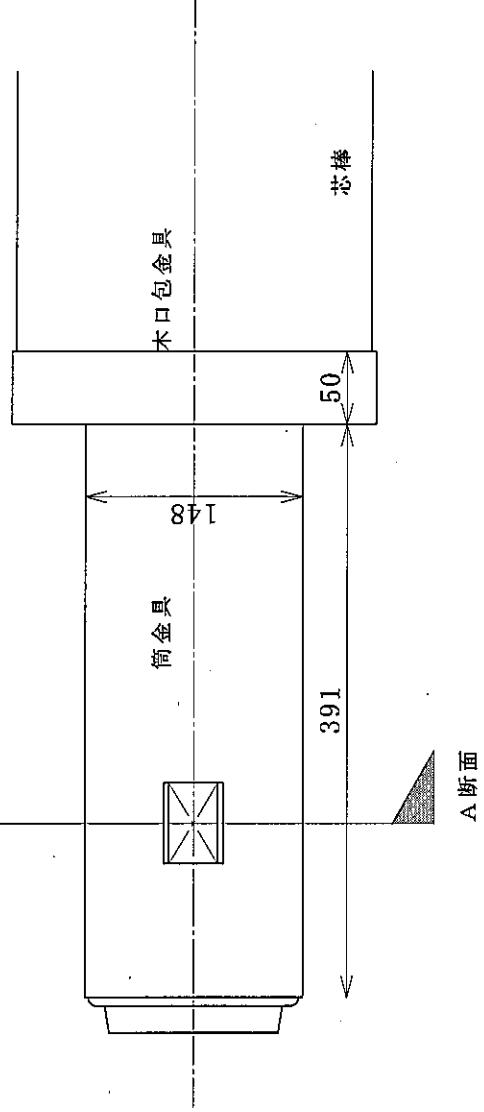
縮尺

1/20

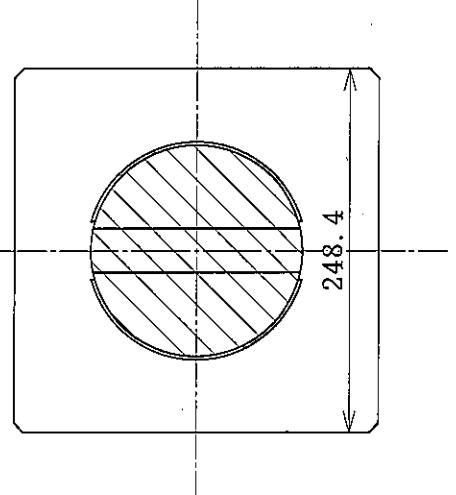
図面名

大山祭寺内町車輪新調詳細図

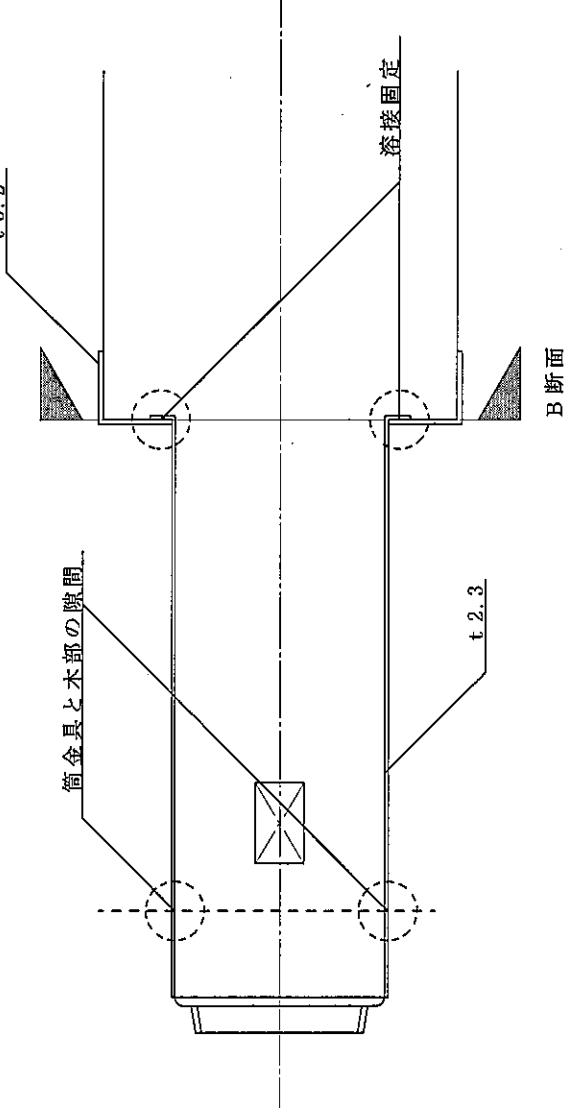
筒金具



A 断面



A 断面



B 断面

図面名	縮尺
大山祭 寺内町芯棒筒金具詳細図	1/15